

# 滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年) 12月27日 号 (1) 火  $\Box$ 

毎週月・水・金曜 3回発行

次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....

### 監查委員公告

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通 知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年12月27日

滋賀県監査委員 山 田 和 廣 平 居 新司郎

山 田 実

谷 口 日出夫

# 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部環境政策課
監査執行年月日	平成23年 7 月21日
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
監査の結果	

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され、315,000円 が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

# 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

認定誤りによる過払いがあった職員1名については、地図とキルビメーターを使って通勤経路の再測定を行 い、再測定後の通勤距離による通勤届を提出させ、改めて認定するとともに、過払いとなった315,000円のう ち5年間に遡り210,000円の戻入措置を行い、平成22年11月9日に完納した。

また、他の職員についても交通用具使用距離の再計測を求め確認を行ったが、認定誤りはなかった。

なお、今後の通勤手当の認定に際しては、インターネットの地図検索ソフト等を利用して通勤距離を正確に 測定し、適正な認定事務に努めるとともに、通勤経路に変更が生じた場合は速やかに届出を行うよう周知を図 り、認定誤りのないように努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部健康福祉政策課
監 査 執 行 年 月 日	平成23年8月5日
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
あるの は 里	

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成12年4月から正当支給額を上回って支給され、230,100円 が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

通勤手当の支給において、最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、過払いとなっている 支給額を5年間に遡り108,000円の戻入措置を行い、平成23年1月6日に完納した。

今後は、通勤手当の認定の際には提出された通勤届に記載されている通勤経路および最短距離をインターネ ットの経路検索ソフト等により確認し適正な認定事務に努めるとともに、6か月ごとの確認は厳格に行う。併 せて、変更等が生じる場合は速やかに届け出るように職員に周知し、認定誤りのないように努める。

監查執行対象機関名	健康福祉部障害者自立支援課
監 査 執 行 年 月 日	平成23年8月8日
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
あるの 姓里	

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、173,240円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

通勤手当の支給において、定期券の支給区間に変更がない転居にもかかわらず、新たな定期券として9月・3月に支給していたため過払いとなっている54,440円については、平成23年7月27日に支給月を本来の4月・10月に戻し過払いを解消した。

また、最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、過払いとなっている支給額118,800円のうち、本来は5年間に遡り平成17年10月分から戻入すべきところ平成17年12月から平成22年11月までの104,400円を戻入していたため、2か月分3,600円を追加で戻入措置し、平成23年9月2日に完納した。

今後は、通勤手当の認定の際には提出された通勤届に記載されている通勤経路および最短距離をインターネットの経路検索ソフト等により確認し適正な認定事務に努めるとともに、6か月ごとの確認は厳格に行う。併せて、変更が生じる場合は速やかに届け出るように職員に周知し、認定誤りのないように努める。

監査執行対象機関名	商工観光労働部観光交流局
監査執行年月日	平成23年8月1日
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
監 査 の 結 果	

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成14年4月から正当支給額を上回って支給され、360,500円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成22年9月の人事課通知に基づく一斉確認により、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるにもかかわらず、誤って通勤手当の支給要件を満たすものとして認定し、過払いとなっていたものが判明したため、改めて通勤届を提出させて認定するとともに、過払いとなった支給額のうち5年間に遡り210,000円の戻入手続きを行い、平成22年12月29日に完納した。

職員には交通用具使用距離の正確な届出について周知を図るとともに、以後の認定に際してはインターネットの地図ソフト等を利用して確認し、認定誤りの防止を図ることとした。

監査執行対象機関名	農政水産部耕地課
監査執行年月日	平成23年 8 月11日
監査結果報告年月日	平成23年11月22日
監査の結果	

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年8月から正当支給額を上回って支給され、297,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

徒歩により通勤するものとした通勤距離が片道2km未満であるにもかかわらず、誤って通勤手当の支給要件を満たすものとして認定したため、過払いが生じた。該当職員から通勤届を再提出させ、確認を行い、過払いとなっている支給額のうち5年間に遡り210,000円の戻入措置を行い、平成23年10月6日に完納した。

今後は通勤手当の認定および6か月ごとの確認を厳格に行い、適正な認定事務に努めるとともに、変更等が生じた場合は速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。